

沿岸広域振興局長告示第73号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成29年9月29日

沿岸広域振興局長 小 向 正 悟

- 1（1） 路線名 大船渡広田陸前高田線
 - （2） 供用開始の区間
 - ア 陸前高田市広田町字平畑98番4地先から字谷地104番1地先まで
 - イ 陸前高田市広田町字谷地103番4地先から99番1地先まで
 - （3） 供用開始の期日 平成29年9月29日
 - （4） 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター
 - イ 期間 平成29年9月29日から同年10月31日まで
- 2（1） 路線名 吉里吉里釜石線
 - （2） 供用開始の区間 釜石市片岸町第9地割1番2地先内
 - （3） 供用開始の期日 平成29年9月30日
 - （4） 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 沿岸広域振興局土木部
 - イ 期間 平成29年9月29日から同年10月30日まで